

## 街づくり・防災対策について

### 一 調査項目

- (一) 木造密集地域の解消等震災対策に関する事項
- (二) 土地区画整理事業の促進及び土地改良地域の用途地域の見直し
- (三) 市街地再開発及び都市計画道路の整備推進に関する事項

### 二 特別委員会設置

本調査のため地方自治法第百十条及び江戸川区議会委員会条例第四条の規定に基づき、本議会に十二人をもって構成する「街づくり・防災対策特別委員会」を設置する。

### 三 継続調査

本調査は議会閉会中も調査できるものとし、議会が本調査終了を議決するまで継続して調査を行うものとする。

### (説明)

大都市直下型の阪神・淡路大震災を教訓として、木造密集地域の解消等、江戸川区の震災対策について、さらに総合的な検討を行なう必要がある。

また、街の質を高め、安全で快適な魅力ある街づくりを進めるには、土地区画整理事業の促進、土地改良地域の用途地域の見直し、さらには、市街地再開発及び都市計画道路の整備推進等が重要な課題である。

よって、これらの諸方策を調査研究するため、地方自治法第百十二条第一項の規定により本案を提出する。